

地方版総合戦略等の進捗状況等に関するQ & A

このQ & Aは、『地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査』の自由回答欄に記載された意見・要望等に対する国の考え方等を示すことにより、各地方公共団体における現行の地方版総合戦略の進捗管理や次期地方版総合戦略の策定の参考としていただくことを目的に作成したものです。

※ このQ & Aは、2019年3月27日時点で作成していることにご留意ください。
最新の状況を確認される場合は、各担当に直接お問い合わせください。

目 次

I 地方版総合戦略・地方人口ビジョン	P2
II 地方創生版・三本の矢	
1. 全般	P5
2. 情報支援	
地域経済分析システム(RESAS)	P5
3. 人材支援	
(1)地方創生カレッジ	P7
(2)地方創生人材支援制度	P7
4. 財政支援	
(1)地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金	P8
(2)地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)	P11
(3)地方創生拠点強化税制	P12
III その他	P12

I 地方版総合戦略 ・ 地方人口ビジョン

Q 1. 次期「地方版総合戦略」の策定や地方人口ビジョンの見直しを行うに当たり、国の第2期「総合戦略」や長期ビジョン（人口ビジョン）の基本的な考え方や検討スケジュールはいつごろ示されますか。

A 1. 国の第2期「総合戦略」については、例年6月頃に閣議決定される「まち・ひと・しごと創生基本方針」においてその方向性をお示しできるよう、第1期「総合戦略」に関する検証と第2期に向けた地方創生の推進に関する検討という、検証・推進の両面からの取りまとめを行う「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』の策定に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）における議論等を通じ、検討を進めています。また、国の人口ビジョンについても、有識者会議の中で、併せて改訂の方針を検討していくこととしています。地方公共団体において切れ目ない取組を進めていただくよう、国の第2期「総合戦略」や人口ビジョンの基本的な考え方や検討スケジュール等については、有識者会議における検討状況等を随時、情報提供します。

(参考)「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」（平成30年12月21日閣議決定） 抜粋

I. 基本的な考え方

4. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と改訂

（第1期の総仕上げと次のステージに向けて）

2019年度は、第1期「総合戦略」における最終年であり、地方創生の実現にとって、極めて重要な1年となる。

国は、改めて最終年を迎えることを自覚し、これまでの地方創生の取組の成果や課題を今一度正確に調査・分析し、第1期の総仕上げに取り組む。あわせて、第1期の総仕上げを踏まえて、Society5.0の実現やSDGs達成に向けた取組をはじめとする現在と将来の社会的変化を見据え、地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、次期の総合戦略策定の準備を開始する。

地方公共団体においても、地方創生の深化に向け、切れ目ない取組を進めることが求められる。各地方公共団体において、現行の「地方版総合戦略」の進捗状況を検証するとともに、各地域の実情を踏まえ、現行の「地方版総合戦略」の総仕上げと次期「地方版総合戦略」における政策課題の洗い出し等を進めることが必要である。

（以下、略）

※（参考）第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けて

URL: https://www.chisou.go.jp/sousei/meeting_index.html

Q 2. 次期「地方版総合戦略」の策定に当たり、策定に要する経費について財政支援はありますか。

A 2. 現時点では、地方創生先行型交付金（平成 26 年度補正予算）のような国からの財政支援は考えていません。

現行の地方版総合戦略の策定にあたっては、各地方公共団体が戦略の策定に要する経費について、地方創生先行型交付金を交付し支援したところですが、①その際には短期間の間に一から策定いただいたこと、②2015 年度以降、地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」（1 兆円）が計上されていることにご留意ください。

Q 3. 当市の地方版総合戦略と総合計画には重複した施策が多いため、次回策定の時に、総合計画と一体的に策定したいと考えており、KPI の設定などの一定の要件を満たしている場合には、総合計画をもって地方版総合戦略とみなしていただきたい。

A 3. 総合計画等が地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。

ただし、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 9 条及び第 10 条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう努めなければならないことにご留意ください。

(参考)「地方版総合戦略策定のための手引き」（平成 27 年 1 月 内閣府地方創生推進室）抜粋

6. 「総合計画等との関係」

6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展などを目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。

これらの理由から、地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してください。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生と

いう目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。

Q 4. 当市では、現行の地方版総合戦略の最終年度は 2019 年度となっていますが、総合計画の最終年度は 2020 年度となっているため、現行の地方版総合戦略の計画期間を 1 年延長して、次期「地方版総合戦略」と次期「総合計画」の計画期間を合わせたいと考えていますが、そのような対応も可能でしょうか。

A 4. まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があるため、地方版総合戦略の計画期間は、可能な限り、国の次期「総合戦略」の計画期間に合わせていただきたいと思います。地方創生の取組の基本的な計画である地方版総合戦略に切れ目が生じないのであれば、各地方公共団体の実情に応じた計画期間を設定することも、やむを得ないものと考えています。

ただし、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 9 条及び第 10 条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう努めなければならないことにご留意ください。

Q 5. 各地方公共団体が作成している地方版総合戦略の K P I について、取りまとめて情報提供してもらえますか。

A 5. 地方版総合戦略は、各地方公共団体において独自の体系で策定されているとともに、KPI についても各地方公共団体の実情に応じて設定され、その種類や数も多岐にわたっていることから、全ての KPI を体系的に取りまとめることは困難ですが、今回の調査結果では、国の総合戦略を踏まえ、4 つの基本目標及び 10 分野に区分した上で、各分野における KPI の進捗状況の傾向を見る上での参考として概括しています。

また、今後、各地方公共団体による次期地方版総合戦略の策定に向けた支援として、KPI 設定の際等に参考となるよう、統計指標の一覧を作成し、提供する予定です。

Q 6. 次期「地方版総合戦略」策定に当たり、国の長期ビジョン（人口ビジョン）を踏まえた上で今後重点的に取り組むべき具体的施策等を定めるため、平成27年国勢調査を反映した人口ビジョンの推計用シート等を提供してほしいのですが、いつ頃提供されるのでしょうか。

A 6. 第1期の「地方版総合戦略」の策定の際と同様に、人口ビジョンの推計用シート等を提供します。

II 地方創生版・三本の矢

1. 全般

Q 7. 地方創生版・三本の矢である「情報支援」「人材支援」「財政支援」について、今後も継続した国の支援をお願いします。

A 7. 「地方創生版・三本の矢」などの地方創生に向けた国の支援については、「第1期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』に関する検証会」における検証等を踏まえながら、それぞれの地方が地方創生に取り組む上で必要な支援を検討してまいります。
なお、地域再生制度においては、地域再生法に基づき概ね5年程度の地域再生計画が認定されるなど、国による継続的・安定的な支援の仕組みが設けられていることにご留意ください。

2. 情報支援

地域経済分析システム(RESAS)

Q 8. RESASのデータについて、基となる各統計の調査結果が公表された後、速やかに反映していただけないでしょうか。また、RESASのデータがいつ更新されたか不明であるため、更新を行った際には各地方公共団体への周知をお願いします。

A 8. RESASのデータについては、できる限り最新版とすべくデータ更新に努めていますが、RESASへの取り込み作業（システム搭載のためのデータ研磨及びデータ投入等）には相応の時間を要します。引き続き、可能な限り、データ更新の迅速化

を図ってまいります。

データの更新日の情報は、RESAS サイト上の「RESAS データ更新日」からそれぞれのメニューの最新年次と更新日時が確認出来ます。なお、平成 31 年 2 月以降、データ更新実施にかかる周知については、地方創生ホットラインを活用し、全地方公共団体へご連絡しています。

Q 9. RESAS で得られる情報では、都道府県単位のデータしかないものが多い
ため、市区町村単位、市区町村単位よりさらに細かい単位でのデータ提供を
していただけないでしょうか。

A 9. RESAS で提供するデータについては、元データの集計単位に依存しますが、ご
要望を踏まえ、引き続き、できる限り利用者の利便性向上を図ってまいります。

Q 10. RESAS の読み込みに非常に時間がかかってしまうため、動作環境の改
善をお願いしたいですが、今後のシステム改善等の対応について教えてください。

A 10. 描画速度に関しては、各地方公共団体のインターネット環境に依存する部分もあ
りますが、引き続き、描画速度改善の実現に向けて課題を精査し、改修を図ってま
いります。

Q 11. RESAS の活用事例を提供してもらえますか。

A 11. RESAS の活用事例の情報は、RESAS サイト上の「RESAS 関連情報」や「自治
体による利活用事例集」に掲載されていますが、引き続き、RESAS を活用した事
例の提供を図ってまいります。

※（参考）「RESAS 関連情報」 URL: <https://resas.go.jp/related-information/>

「自治体による利活用事例集」 URL: <https://resas.go.jp/case/>

3. 人材支援

(1) 地方創生カレッジ

Q12. 地方創生カレッジについて、引き続き講座の充実を図るべきではないでしょうか。

A12. 地方創生カレッジ事業にかかる有識者会議では、講座群は概論・専門分野が体系的に整備され、概ね充足していると評価されています。平成30年度は、社会起業や働き方改革、SDGsなど新たに社会的なニーズが高まっている分野を中心に、9講座を新規開講しています。また、平成31年度は、有識者会議での意見を踏まえて新規講座開発計画を策定する予定です。

(2) 地方創生人材支援制度

Q13. 人材支援制度について、派遣期間が2年間に限定されているほか、常勤職員の派遣回数も団体ごとに一回までと制限されているため、派遣期間の延長や再派遣を可能にしてはどうでしょうか。また、人材交流を含めた伴走型のプロジェクトを充実すべきではでしょうか。

A13. 「第1期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』に関する検証会」における検証等を踏まえながら、検討してまいります。

Q14. 小規模な地方公共団体においては、各施策に対応できる人材が不足しているため、国の職員等の恒常的な人材派遣をお願いしたいですが、今後の改善に向けた方針等があれば教えてください。

A14. 地方創生人材支援制度は、地方公共団体の自立性の観点から地方創生の取組に対して支援を行うものであって、永続的な支援を行うものではありません。

4. 財政支援

(1) 地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金

Q15. 地方創生推進交付金の財政支援は、中長期的に効果が表れるものも多いため、継続的な支援（事業実施期間最長5年間の延長など）をお願いします。

A15. 地方創生推進交付金をご活用いただくには、地域再生計画の認定が必要ですが、計画期間の設定に当たっては、概ね5年程度を設定することになっています。

こうした制度的背景はありますが、地方創生推進交付金の事業期間が終了した事業の継続的な取組についても新たな事業として申請し、審査を経ることにより、支援対象にはなり得ます。ただし、この際、PDCAサイクルによって、前進事業を評価・分析のうえ、過去の事業の深化・高度化（発展的解消・後継事業の創出）を図るための新規事業として申請いただくことが必要です。

また、企業版ふるさと納税との併用事業であって、地方負担分へ充当する寄附見込み額が、200万円以上又は事業費の1割以上である場合には、通常3年間の横展開タイプの事業であっても、最長5年間の事業計画の申請を可能としています。

引き続き、地方創生推進交付金の運用改善等については、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会※」にて議論させていただきます。

※（参考）地方創生推進交付金のあり方に関する検討会

URL: https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin/kentokai_index.html

Q16. 地方創生推進交付金等の採択条件は厳しいことから、地域の実状に応じて、より弾力的な運用をお願いします。

（具体的には、地方創生先行型交付金や地方創生加速化交付金と同等の補助率（10/10）への引き上げや、自立性をはじめとする先導性にかかる採択要件の緩和、個人への給付事業等の対象経費化、ハード事業の要件緩和など）

A16. 「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」において、本交付金の「中間取りまとめ」を公表し、2019年度からの地方創生推進交付金の運用改善策として、

- ①新規事業の申請上限数の拡大(都道府県：7件→9件、中枢中核都市：7件(新設)、市区町村：4件→5件)
- ②中枢中核都市向けの交付上限額の新設(先駆タイプ：2.5億円（一般市区町村2億円）、横展開タイプ：0.85億円（一般市区町村0.7億円）)
- ③企業版ふるさと納税との併用を可能とするとともに、併用に関するインセンティ

ブを付与すること(インセンティブの概要：地方負担分へ充当する寄附見込み額が、200万円以上又は事業費の1割以上である場合、横展開タイプの事業期間を延長可能とする(3年間→5年間)などを盛り込むとともに、

- ④インターンシップ等の参加旅費については、移住につながるような、公益性や政策効果等が確保されるものについては交付金の支援対象とすることを明確化[※]しました。

引き続き、効果的・効率的な地方創生推進交付金のあり方について、有識者の知見を得つつ、国と地方が協働し、建設的な議論を進めていきます。

※(参考)「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」中間取りまとめ

URL: https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin/kentokai_chukan/chuukantorimatome.pdf

Q17. 地方創生推進交付金の手続等が煩雑である。地方創生推進交付金にかかる地域再生計画・実施計画の認定の一本化(または様式の統一)、計画書様式の簡素・簡略化など、手続等を簡素化できませんか。

A17. 地方創生推進交付金は、地域再生法に位置付けられた法定交付金であり、地域再生計画が認定されれば、複数年度(概ね5年程度)にわたる取組も支援対象となり、地方公共団体が安定的・継続的に事業に取り組めることとなっています。一方で、交付金の審査(経費審査や先導性の具体的な審査)上、実施計画書の提出も必要となります。

そのうえで、地域再生計画の認定制度については、①地方創生推進交付金の採択事業公表後、速やかに交付決定できるよう申請・審査時期を揃える、②地方創生推進交付金の実施計画と様式を揃え、記載内容を共通化する、などの制度の柔軟化を図っています。

引き続き、効果的・効率的な地方創生推進交付金のあり方について、有識者の知見を得つつ、国と地方が協働し、建設的な議論を進めていきます。

Q18. 交付金の申請事務等の事務処理期間について、余裕を持った設定をお願いします。

A18. 従前よりご要望をいただいていた、年度当初からの事業着手を可能にするため、新規事業及び継続事業について、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について実施し、平成30年度交付金より、4月1日付交付決

定を実現しました。一方で、交付金申請募集にかかる事務連絡発出には、当初予算案の閣議決定を待つことになることにはご注意ください。

そのため、早い段階から申請の準備を進めていただけるよう、申請予定事業の事前相談の推奨について、周知するとともに、サテライトオフィスを活用したアウトリーチ活動に加え、平成 30 年度からは、全国の各ブロック単位での現地説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に努めてきました。是非、こうした支援制度について積極的にご活用ください。

Q19. 交付金事業について、新たな申請に活かすため、採択基準及び不採択の理由を明示すべきではないでしょうか。

A19. 地方創生推進交付金の採択基準については、先導性の要件として、自立性、官民連携、地域間連携、政策間連携などの項目毎の評価基準を、事務連絡においてお示ししています。

また、不採択となった事業については、平成 30 年度の第 1 回募集以降、採択結果とともに、事業毎に不採択となった理由を合わせて通知していることに加え、不明点に関するお問い合わせについても、内閣府地方創生推進事務局にて対応しています。

そのうえで、事業設計にあたってのポイントを事例とともにまとめた「地方創生事業実施のためのガイドライン※」を策定・公表しています。

今後もこうした取組について、改善を図りながら、継続してまいります。

※（参考）「地方創生事業実施のためのガイドライン」

URL: https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/jirei_index.html

Q20. 地方創生推進交付金について、できるだけ有効に交付金を活用できるようにするため、面談による事前相談の充実を図るべきではないでしょうか。

A20. 内閣府での個別の事前相談やサテライトオフィスを活用したアウトリーチ活動に加え、平成 30 年度からは、全国の各ブロック単位での現地説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に努めています。

交付金の更なる有効活用に向けては、事前相談が重要であるところ、交付金申請

募集にかかる「事前相談期間」にかかわらず、年間を通じて、地方公共団体のニーズに応じて、可能な限りきめ細やかに対応してまいりますので、是非、事前相談を積極的にご活用ください。

(2) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

Q21. 当市では、企業版ふるさと納税を活用した寄附を奨学金返還支援制度の基金の財源の一部としており、引き続き制度を活用していきたいと考えているのですが、平成 31 年度までとされている制度の延長は行われるのでしょうか。

A21. 平成 31 年度末で適用期限を迎える企業版ふるさと納税制度については、平成 28 年度の創設以降の運用状況や地方公共団体及び企業のご意見を踏まえ、第 2 期「総合戦略」の策定を見据え、延長・拡充について、引き続き議論していく予定です。

Q22. 企業版ふるさと納税について、地方公共団体及び企業双方にとって、より活用しやすい制度となるよう、さらなる改善は検討されているのでしょうか。

A22. 平成 31 年度税制改正において、より使いやすい仕組みとなるよう、地方創生関係交付金との併用を可能とし、基金への積立要件を緩和するなど、徹底した運用改善を実施しました。本制度の一層の活用促進を図るため、今後、平成 28 年度の創設以降の運用状況や地方公共団体及び企業のご意見を踏まえ、第 2 期総合戦略の策定を見据え、制度の延長・拡充についても検討を進めていく予定です。

Q23. 地方公共団体が企業へ寄附を働きかけるにあたり、寄附したい企業と地方公共団体をつなぐ登録制度やマッチングサイトの創設等をお願いしたいのですが、検討状況について教えてください。

A23. 内閣府では、「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」に「企業版ふるさと納税を活用した SDGs の推進について」分科会を設置し、SDGs 関連事業を通じた地方公共団体と企業とのマッチング機会の創出を図っていますので、本分科会へ積極的にご参加ください。

また、「企業版ふるさと納税ポータルサイト」において、企業が寄附可能なプロ

ジェクトを検索できるよう、これまで認定した全ての地域再生計画を掲載するとともに検索機能の向上を図ることとしています。さらに、企業版ふるさと納税の活用事例集の作成・配布に加え、直接企業に対して活用に向けた働きかけを行うなど、引き続き、地方公共団体と寄附したい企業のマッチングにつながる取組を進めていきます。

(3) 地方創生拠点強化税制

Q24. 地方拠点強化税制について、東京圏への移転は対象とされていません。一都三県を一律に「東京圏」として国の支援措置の対象外とする現行制度の見直しを検討すべきではないでしょうか。

A24. 首都圏の既成市街地（東京圏）は、人口や産業が著しく集中している地域であり、人口の過度の集中を是正する必要がある地域であると考えています。仮に当該地域を移転型事業の支援対象とした場合、東京 23 区からの移転が当該地域へ集中することが懸念されることから、支援対象外としているところです。

Ⅲ その他

Q25. 少子化対策については、特定の地域・地方公共団体の課題ではなく、全国的に取り組むことが重要であることから、国としての対策を強化すべきではないでしょうか。

A25. 少子化の問題は、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っており、それらを一つ一つ取り除いていくことが重要です。そのため、

- ・ 2020 年度までの 32 万人分の保育の受け皿整備
- ・ 幼児教育の無償化や、真に必要な子供に限った高等教育の無償化
- ・ 長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現等の働き方改革

などに、政府を挙げて取り組んでまいります。

また、少子化の状況は地域によって異なることから、地域の実情に応じたきめ細やかな対応が求められます。このため、引き続き結婚・子育ての希望の実現に向けた地方公共団体の取組の支援についても併せて取り組んでまいります。

Q26. 東京圏の地方公共団体にとっては、地方創生の支援制度を活用することが難しいので、対象地域ではなく、地域課題に応じた支援をお願いします。

A26. 国としては、これまでも、地方創生推進交付金等により、東京圏を含む地方公共団体による地域課題の解決に向けた取組を支援してまいりました。今後も、各地方公共団体の地域課題の解決に向け、必要な施策を検討してまいります。

以上